

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

令和7年度訪日外国人実態調査業務委託 仕様書（案）

1 業務名

訪日外国人実態調査業務

2 業務目的

埼玉県内の外国人観光客の訪問実態を把握するとともに、効果的・戦略的にインバウンド誘客をするための調査・分析を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月17日(火)まで

4 委託業務概要

- （1）外国人観光客数調査
- （2）データ利用・公開範囲の整理
- （3）訪日外国人観光客の訪問実態に関する分析

5 委託業務の内容

（1）外国人観光客数調査

ア 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間における、埼玉県を訪れる外国人の県内入込客数及び宿泊者数の推計値を市町村別、国籍別、月別に求め、レポートで報告するとともに、エクセル形式で調査データを提出すること。

イ 調査に当たっては、株式会社ドコモ・インサイトマーケティング（以下、DIM という）が提供する「モバイル空間統計」の定量分析データ（県単位及び市町村単位・国籍別・月別の旅行客数・日帰り客数・宿泊客数データ）を調達・使用すること。

ウ 調達した定量分析データの raw データはエクセル形式、CSV 形式に取りまとめ、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）が構築する埼玉県観光 DMP（データマネジメントプラットフォーム）の限定公開版に格納可能な形式で提出すること。

（ア）埼玉県観光 DMP 限定公開版想定利用者

a 協会

b 埼玉県（以下「県」という）

c 地域 DMO 4 団体

- ・一般社団法人 DMO 川越・一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社
- ・一般社団法人行田おもてなし観光局・一般社団法人奥むさし飯能観光協会

（以下「4 DMO」という）

(2) データ利用・公開範囲の整理

ア 調達したデータの利用・公開範囲について、協会・県・4 DMO に加え、自治体等各団体の関係機関においても現状把握・施策立案・意思決定等の目的で活用できるよう、次の項目ごとにデータの利用・公開範囲について整理のうえ、その一覧を案として提出すること。

(ア) 県単位のデータ公表

(イ) 県・協会における利用

(計画書、KPI、予算要求資料、議会答弁、各種会議などで共有、活用できるようにすること)

(ウ) 4 DMO における利用

(計画書、KPI、予算要求資料、議会答弁、各種会議などで共有、活用できるようにすること)

(エ) 協会会員向けのレポート、セミナーの利用

(オ) 県による市町村向けレポートの公開

(カ) 4DMO 各団体の会員への公開

(キ) その他ステークホルダーへの公開

※その他、セミナー、勉強会等（オンライン含む）の使用についても整理すること。

※利用目的や公開範囲に応じて、実数・割合などを適切に選択し、データがより多様な用途で活用できる形に整理すること。

イ アの案をもとに、想定利用者区分、使用目的及び提供形態を整理した「データ公開範囲整理表」を協会との協議のうえ、作成すること。

(3) 訪日外国人観光客の訪問実態に関する分析

ア 埼玉県観光 DMP に格納されたデータ等を用いて、今後のインバウンド誘客施策に資する分析を行い、有用な示唆を得ることを目的としたレポートを作成すること。分析内容および手法については提案事項とする。分析結果は Web 等で一般公開可能な形式にすること。※限定公開版を除く、埼玉県観光 DMP のデータは次の URL から閲覧可能 (<https://chocotabi-saitama.jp/business/saitama-dmp/>)

イ 提出形式：pptx 形式、PDF 形式

6 モバイル空間統計データの提出

(1) 契約後、データを速やかに取得し、加工・整理のうえ埼玉県観光 DMP へ格納可能な形式で提出すること。

(2) 提出範囲：令和 7 年 1 月分から令和 7 年 12 月分まで

(3) 提出物：集計データ（raw データ：xlsx 形式、csv 形式）、データ公開範囲整理表

(4) 提出期限：1 回目 契約締結後、可能な限り速やかに提出すること。

2 回目 令和 8 年 3 月 17 日（火）まで

1 回目および 2 回目のデータ提出期限は、協会との協議のうえで決定するものとする。

1 回目の提出期限までに取得及び分析・整理が完了出来ない月次データについては、そのデータ期間について協会と協議したうえで 2 回目の提出期限までに提出し、最終成果物に反映すること。

7 事業実施報告書等成果物の提出

調査結果について、図表等を用いて分かりやすくまとめた業務完了報告書を提出すること。
また、調査により導き出せる結論、提言を記載すること。

(1) 提出物

ア 業務完了報告書

イ 事業実施報告書

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

ウ DMP に格納する CSV データ

エ 訪日外国人観光客の訪問実態に関する分析レポート

オ 提出期限 令和 8 年 3 月 17 日（火）

カ 納入先 一般社団法人埼玉県物産観光協会 マーケティング課

※協会はすべて又は一部の成果物を契約期間内に埼玉県産業労働部観光課に供出する。

8 その他

(1) 成果物等に関する権利の帰属

ア 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

イ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として、全て協会に帰属するため、データの調達に当たってはその点を十分に留意すること。

ウ 本業務に使用するデータ、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(2) 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

ア 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

ウ 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

エ 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

オ 本業務終了後に契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、

当該収入は協会に返還するものとする。

- カ 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- キ 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ク 協会が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- ケ 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。